

## ○茨城県立医療大学附属病院ボランティア推進委員会要綱

平成10年7月6日 第8回病院幹部会

平成15年5月26日改正

平成17年4月25日改正

平成29年7月3日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院ボランティア推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) リハビリテーション部   | 2名  |
| (2) 医療技術部        | 1名  |
| (3) 診療部          | 1名  |
| (4) ソーシャルワーカー    | 1名  |
| (5) 副看護部長及び看護部代表 | 4名  |
| (6) 病院管理課        | 1名  |
| (7) ボランティア代表     | 若干名 |

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) ボランティアの導入に関する事項
- (2) ボランティアの組織化に関する事項
- (3) ボランティアの活動内容に関する事項
- (4) ボランティアの教育・研修に関する事項
- (5) ボランティア活動の評価に関する事項
- (6) その他

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長を置き、ソーシャルワーカーをもってこれに充てる。

2 委員会には、委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を開催することができる。

### (会議の成立)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員が委員会に出席不可能なときは当該部門より、代理者を出席させることとする。  
(構成員以外の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは委員以外の職員を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 議事録は事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録1部を院長に提出し、以って報告に代えるものとする。

(公開)

第9条 委員会での審議結果については、各部署への周知徹底をはかる。ただし、審議内容によっては、この限りでない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、委員会事務局(看護部)及び病院管理課で処理する。

付 則

1 この要綱は、平成9年1月23日から施行する。

2 初期委員の任期は、特例として平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。